

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 明日檜

社会福祉法人 明日檜役員報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明日檜（以下「法人」という。）の役員の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(役 員)

第2条 この規程で定める役員は理事及び監事、評議員とする。

(報 酬)

第3条 法人の役員が理事会又は評議員会に出席した場合は1日につき10,000円を支給する。

2 監事が監査を実施した場合は、1日につき10,000円を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会又は評議員会以外の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 旅費及び交通費の弁償額は実費の額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき10,000円

宿泊料 1泊につき10,000円

(改 正)

第5条 この規程の改正については、理事会で作成し、評議員の議決を要する。

付 則

この規程は、平成22年11月26日から施行する。

この規程は、平成29年 6月10日から施行する。